

中間的な論点とりまとめ（案）「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」への意見・情報と対応方針（案）

1. 意見・情報の募集手続の概要

- (1) 募集期間：平成21年4月6日～平成21年5月8日
- (2) 告知方法：報道発表、農林水産省ホームページ、電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ
- (3) 意見提出方法：インターネットによる提出、郵送、ファックス

2. 提出意見総数

60通

3. 意見・情報と対応方針（案）

- (1) 意見・情報の概要等  
詳細は別紙のとおり。

- (2) 対応方針（案）

中間的な論点とりまとめを案のとおり決定する。今後、このとりまとめ及び別紙の意見等並びに「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」附則第五条第二項を踏まえ、表示の具体的なイメージを国民に示しつつ、引き続き議論し、本年秋頃を目途に結論を得る。

その際、「国産」「外国産」といった大括り表示、輸入中間加工品は当該加工品の原産国で代替する表示、切り替え産地を列挙する可能性表示などの表示方法の導入について検討する。

また、食品情報の開示についての検討会を新たに設置する。

## パブリックコメントに寄せられたご意見等の概要と回答

ご意見等の概要	具体的なご意見等の抜粋	回答
<b>I 原料原産地情報の表示について</b>		
<p>I-1 国産・外国産などの大括り表示や輸入中間加工品の原産地表示、可能性表示という表示方法の導入を求める意見(条件付きの賛成を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のルール(原材料の重量に占める割合の高いものを記載する、輸入国だけでなく原産国が判っているものは原産国を明記する、など)を整理した上で、国産・外国産などの大括り表示をすることが必要。</li> <li>・消費者の要請に応える対応は必要であり、包装表示の情報量の限界、コスト問題等があるからといって、消費者に得体の知れない食品を提供してもよいということにはならない。少しでも消費者の商品選択に資するよう、最低でも大括り表示はすべき。</li> <li>・国産の原材料を使った加工食品を選びたい消費者にとっては、国産、外国産の大括り表示でも商品選択に資することからまずは大括り表示を導入すべきである。</li> <li>・農林水産省を活性化させるためには、国産であることの優位性を強調することが生産者のモチベーションにつながり、競争力強化につながる。</li> <li>・輸入原料については、基本的には原料原産国を表示するが、わからない場合等やむを得ない事情がある場合は、外国産と表示するのがよい。</li> <li>・加工食品の多くに輸入原材料が使用されている事実を提供するためにも、大括り表示や重量順で上位3位までの原材料の産地を表示するなど、工夫は必要。</li> <li>・消費者が知りたいのは主な原材料と主な加工地が国産かどうか。これを踏まえ、以下、表示方法を提案する。主な原材料について、国内産、外国産、国内外のいずれかを義務表示、主たる加工工場の国籍を国内、外国、国内外のいずれかを義務表示。任意で原材料・工場国籍の国名、可能性、不明の理由等をHPなどで情報提供。</li> <li>・産地の切り替えを頻繁に行わざるを得ない加工食品については、可能性表示にして、消費者が確認したいときに、HPや二次元コードで情報を得られる方法をとるべき。</li> <li>・原料原産地表示の拡大の議論は、引き続き「食品の表示に関する共同会議」で議論し、最終的な結論をえるべきである。</li> </ul>	<p>いただいたご意見については、今後、食品の表示に関する共同会議において、新たな表示方法の導入について議論する際に参考にさせていただきます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能性表示のほうが、大括り表示に比べると、より消費者の求める情報提供となる。</li> </ul>	
<p>I-2 国産・外国産などの大括り表示や輸入中間加工品の原産地の表示、可能性表示という表示方法の導入に否定的な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産と外国産を併用した場合、その端境期などは、「国産、外国産」、「国産又は外国産」等、消費者にとって満足できる表示となるかは疑問。そもそも、「国産又は外国産」は優良誤認となる可能性がある。</li> <li>・大括り表示は企業にとって負担は少ないが、消費者の満足を得られるか疑問である。</li> <li>・大括り表示を認めると20食品群とそれ以外の食品でルールが異なることになり、消費者にとってわかりにくい表示になる。</li> <li>・都合の悪い国を安易に外国産とする現象がおこるので大括り表示には反対。</li> <li>・消費者が信頼できると考えている国かどうか判別できないので、国名表示が適切である。</li> <li>・原産国はわかるはずなので、少なくとも現状以上に詳細に書けるはず。</li> <li>・中間加工地表示が新たな表示方法の案として挙げられているが、そもそも原料原産地情報が海外から入手できないことが問題である。きちんと情報を入手すべき。</li> <li>・中間加工国表示は、原料原産地と混同しやすい。</li> </ul>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今後、食品の表示に関する共同会議において議論する際には、新たな表示方法による具体的な表示例等を示しつつ、消費者にとってわかりやすい表示となるかなどについて議論してまいります。</p>
<p>I-3 とりまとめ案の文章についての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト増を反対理由とすることは、費用をかければ原料原産地表示が可能という誤解を生む。(とりまとめ案4ページ)</li> </ul>	<p>ご指摘は論点のひとつの例示であり、とりまとめ案では、正確な原料原産地表示を行うためのコストが増加することは、加工食品の原料原産地表示が困難な理由の一つとしてあげており、このほかにも「かえって重要な情報が分かりにくくなる」「原料の産地までは正確な情報を入手できない」を明記しているところです。</p>

	<p>・「原料原産地表示が生産者の励みになる」との行は不適切、もしくは国産原料に限定すべきものであり、一般論で整理すべきではない。(原料を海外から調達している場合)(とりまとめ案4ページ)</p>	<p>とりまとめ案では、当該箇所は、原料原産地情報が消費者に伝えられることについての一側面を論じているものであり、ご指摘のように国産原料使用によりその産地の持続的な生産の励みとなるという意見があります。</p>
<p>I-4 原料原産地表示の義務拡大を求める意見</p>	<p>・原料原産地表示は、加工度を限定せず、特定の原料を主原料とする製品の原料すべてを対象とすべき。また、安全性などに違いがあり、消費者の関心が高い原料(牛肉、ビーフエキスなど)については、配合比率にかかわらず表示対象とすべきである。</p> <p>・原料原産地情報の表示は、基本的にすべて表示されることが消費者の要望である。</p> <p>・消費者が安全・安心を求めているにもかかわらず、生産者が努力して提供する食材の原産地を表示しないのは納得がいかない。生産地表示が義務づけられた場合、生産者の意欲が増すと思われる。</p>	<p>JAS法に基づく加工食品品質表示基準では、消費者の商品選択に資するため、主な原材料の原産地表示を義務にしているのは、原産地に由来する原料の品質の差が最終製品に影響を及ぼすと認識されている国内で製造された20食品群の主な原材料と、農産物漬物などの個別4品目の原材料について、原産地表示を義務づけています。また、昨年3月には、義務表示対象外の加工食品についても、原料原産地情報の積極的な提供に関する通知を发出し、事業者の自主的な取組を推奨したところです。</p>
<p>I-5 原料原産地表示は任意とすべきという意見、原料原産地表示の義務拡大に否定的な意見</p>	<p>・加工食品の原料原産地表示、情報開示は、事業者の任意の取組を推奨する形が望ましい。表示がなくても安い方がよいとする消費者のほうが多いのではないかと。</p> <p>・行政は、適切な表示がされているかどうかの監視に重点をおくべきで、原料原産地の拡充は必要ない。</p> <p>・原料原産地表示は現行の法的義務に限り、それ以外は任意で、多様な媒体を認めるべき。</p> <p>・一律的な法規制ではなく、HP等を用いた事業者の任意の自主的な取組を推奨し、助ける仕組みを考えていただきたい。法的規制が避けられない場合には、以下について考慮していただきたい。①包装だけではない多様な媒体を認めること。②主要商品のみを対象にすること。③対象は、主たる原材料とすること。④可能性表示も認めること。⑤使用量の順番も、必ずしも合致させる必要はないとすること。⑥業務用は対象外とすること。⑦猶予期間は最低でも1年間確保していただきたい。</p> <p>・産地や中間加工国の頻繁な切り替えによる包材変更など、実行可能性の問題や、表示の正確性が担保できないという問題があり、一律の表示義務化は慎重な検討が必要。</p>	<p>さらなる原料原産地表示の義務の拡大については、①原料原産地の頻繁な切り替えが行われており正確な原産地表示が難しいこと、②中小零細事業者の対応能力等を踏まえた実行可能性の高い制度とする必要があること、③国際規格との整合性をとる必要があること、などの問題点があるため、まず表示方法のあり方について議論してきました。議論にあたっては、生産者、食品事業者、消費者などの関係者の参加が必要と考え、食品の表示に関する共同会議において、食品の製造実態について、食品事業者から詳細なヒアリングを行うとともに、原料原産地表示について、生産者、食品事業者、消費者を一同に交えた意見交換会を各地で実施することにより、できるだけ多くの方々のご意見を伺ってきたところです。</p>

	<p>・加工食品の原料原産地表示の義務化については、とりまとめ案にもあるような様々な問題があり、基本的に非実用的であると考え。EU諸国で導入されている、政府が基準を設定したうえでの選択式表示制度が、より適切であると考え。</p>
<p>I-6 原料原産地表示の義務拡大を検討するに当たっての課題についての意見</p>	<p>・原料原産地の表示対象となる原材料は主な原材料に限るなど、原材料の対象を限定していただきたい。</p> <p>・原料原産地表示の義務化については、表示の実行可能性及び最終製品の品質への原材料の影響度というこれまでの考え方に則るべきである。</p> <p>・適切に表示するための産地切り替えによるコスト増に加え、表示ミスを誘発するなど、原料原産地表示義務化による事業者の負担を考慮してほしい。</p> <p>・今後、原料原産地表示の検討に際しては、次の点を考慮してほしい。①メーカーが表示が印刷された包装を準備して保管できるかどうか、②やむを得ず原料の調達国を替えなければならない場合、メーカーはどうか対応すべきか、③原料原産地表示をすることで、製品の供給にどのような影響があるか。</p> <p>・原料原産地表示の対象品目は限定すべきであり、また、国際ルールとの整合にも配慮すべきである。</p> <p>・加工度の高い原材料に表示が必要な場合は、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国が原料原産地になるという考え方に統一すべきである。</p> <p>・原料原産地の表示義務化が一部の加工食品について拡大するという方針になれば、決定に際し、関係者の幅広い意見を聞くこと。</p> <p>・以下のような点を精査し、正確で根拠ある情報をもとに十分に議論して結論をだすべきである。</p> <p>①消費者の安心の担保という根拠でJAS法の新たな義務化は可能なのか。</p> <p>②品質の差を根拠に拡大してきた原料原産地表示に価値観や趣味まで介入することにならないか。</p> <p>③偽装などの調査に公務員の人員が必要となる一方、証拠等を差し押さえる権限等の不足で摘発の効果があがらないのではないか。</p> <p>・消費者が容易に理解できる表示を重点に考え、JAS法以外の関係する法令との整合性を図り、製造や販売の責任所在を明確に義務化すべき。</p>

今般のパブリックコメントの対象となった中間論点とりまとめ案は、昨年7月以降の食品の表示に関する共同会議において議論してきた原料原産地の表示方法や情報提供のあり方についてまとめたものであり、義務表示の対象品目の拡大を扱っているものではありません。いただいたご意見を踏まえ、今後、食品の表示に関する共同会議において、議論する際には、新たな表示方法による具体的な表示例等を示しつつ、消費者にとってわかりやすい表示となるかなどについて議論してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が表示そのものやその考え方等を学べる仕組み作りについて、支援していただきたい。</li> <li>・原料原産地に加えて、中間加工地も明記すべき。固有記号だけではわからない。</li> <li>・情報の詳しさよりも、表示の統一性や正確性がほしい。詳しさは事業者の負担のない程度が適当。</li> <li>・情報量が多くなることを理由に、事業者が原材料の情報把握を怠らないように指導してください。</li> <li>・消費者の意見が、真に一般消費者を代表しているかどうか疑問。消費者の要望により義務化された制度も理解されていないことが多い。真に消費者が求める表示に限定することを望む。</li> <li>・主原料の原産地表示による選択のみで安全が担保されるわけではなく、副原料であってもメラミンの混入等の悪意の異物混入は起こりえる。このような情報が不十分である以上、消費者アンケート結果が原料原産地表示拡大の根拠となるかは疑問。</li> <li>・食品事業者は限られた人員とコストで安全性と産地表示を充実させなければならないが、消費者にこの事実が伝わっていない。消費者教育が必要。</li> </ul>
<p>I-7 個別品目の原料原産地表示の義務付けに関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行可能性の問題、わかりやすさの問題から、菓子類の表示義務化は適切ではない。</li> <li>・リンゴジュースを含む果実飲料については、原料原産地表示を義務化すべき。</li> <li>・精糖については、原料原産地表示の推奨通知の範囲内であれば、対応可能。</li> <li>・小麦については、季節により産地のミックス割合も変動し、詳細がわからないため多い順の原料原産地情報の提供には対応できない。</li> <li>・冷凍食品については中小事業者が多いため、原料原産地表示の義務化には反対。</li> <li>・「餡」については、水の原産国を情報開示すべき。</li> </ul>

<p>I-8 原料原産地情報と食品の安全性に関する情報とは別とする意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品の品質及び安全性は、原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、原料の原産地によって維持されているものではない。</li> <li>・原料原産地を知りたいという要望は、国産は安全で、外国産は不安というバイアスの結果ではないか。科学的な冷静さをもって、価値を発信することが重要である。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、原料原産地情報は食品の安全性を示すものではありません。</p> <p>JAS法に基づく加工食品品質表示基準では、消費者の選択に資するため、産地に由来する原料の品質の差が最終製品に影響を及ぼすと認識されている国内で製造された20食品群について、主な原材料の原産地表示を義務としています。</p>
---	---	---

<p>II 原料原産地などの食品情報開示について</p>		
<p>II-1 容器包装への表示以外の情報伝達手段により情報を開示する仕組みに賛成する意見(条件つき賛成も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地などの食品情報開示の制度化に賛成。</li> <li>・制度化といっても、義務か任意かをはっきりとすべき。その際、推奨通知に基づき検討するのか適切。また、包装への表示項目とそれ以外の媒体での情報開示項目をきちんと整理すべき。</li> <li>・各事業者による自主的な情報開示を推奨すべき。</li> <li>・具体的にどこまで情報提供が求められるのかは、実行可能性を踏まえてなお議論すべき。一定のルール化が必要。</li> <li>・情報提供の内容、手法の検討にあたり、全ての加工食品を対象として、平等・公平に取り扱っていただきたい。国産回帰が進み、自給率も向上する。</li> <li>・過剰な情報開示とならないよう、情報開示の目安が必要。その際、消費者が真に求める情報にすべき。</li> </ul>	<p>中間的な論点とりまとめを受け、情報開示制度についての検討会を、食品の表示に関する共同会議とは別に設置することとしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後、情報開示制度の検討会において議論する際に参考にさせていただきます。</p>

<p>Ⅱ－２ 販売方法の多様化に対応し、情報を開示する仕組みに賛成する意見(条件つき賛成も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が購入時に商品表示を認識できない販売方法は改善が必要。義務とするか、どのような情報が必要か、などは慎重な検討が必要。</li> <li>・義務化するのであれば、包装の表示をそのままではなく、最小限の項目としてほしい。</li> <li>・義務化の方向で検討してほしい。</li> <li>・消費者の商品選択に資するよう、国際的にみても妥当と考えられる項目が盛り込まれるようにすべき。</li> </ul>
<p>Ⅱ－３ 中小零細事業者への配慮に賛成する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小零細事業者への配慮は必要。</li> <li>・国として、中小零細事業者への支援を行ない、できるだけ負担が少なく、制度への対応ができるようにすべき。</li> </ul>
<p>Ⅱ－４ 情報を開示する仕組みの検討にあたっての課題についての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括表示と同様の情報を提供する場合は、包装への表示と同様の問題(頻繁な産地の切り替えによる情報の変更管理、など)がおきる。</li> <li>・多様な媒体を使っても、製品の中身と情報の1対1対応など、情報の正確性を担保するのは困難である。このことで、逆に消費者の混乱を招く。</li> <li>・事業者が開示する情報の正確性(1対1の対応性、情報の根拠等)を担保するしきみを検討してほしい。</li> <li>・取扱品目すべてに情報開示が必要であれば、管理に相当な労力を費やす必要がある。</li> <li>・ノウハウなど、過度の情報開示義務とならないよう配慮が必要。</li> <li>・推奨通知からどのような方向に変更されるのか、方向を教えていただきたい。</li> <li>・事業者のウェブ利用の実態を把握し、その利用拡大の見通しについても検討すべき。</li> </ul>



- ・ITインフラを利用しない消費者にとっては、情報の開示の意義は低い。また、商品購入時に店舗でウェブにアクセスできる人も多くない。
- ・店舗で2次元コードをかざせば原産地が確認できるようなシステムなど、誰でもすぐにアクセスできる方策を考えて欲しい。
- ・電話やファックスなども媒体として考慮に入れて欲しい。
- ・お客さま相談窓口での対応も、認めて欲しい
- ・義務が生じた場合、その正確性担保のためのコストと消費者がどこまで情報を活用すると予測されるかについて、20食品群での調査を行い、価格に上乗せされた費用等も算出し、費用と価格の関係も明らかにしたうえで、消費者の意見を問うことから、今後の方向性を考えるべき。
- ・開示情報に誤りが合った場合、商品回収などの過剰な要求・行動に結びつかないようにすべき。
- ・他法令(景表法、JAS法、東京都条例)、国際ルールとの整合性への配慮が必要
- ・「原料の品質が製品の品質に影響を及ぼすもの」を踏み越えたものについて、原料原産地表示もしくは情報の提供の必要性の議論が不十分である。
- ・開示した情報と表示内容にずれが生じた場合、関係法律に抵触するの  
か。

Ⅱ-5 情報を開示する仕組みに反対する意見

・原料原産地情報が安全性を保証し、消費者に安心感を与えるかのような雰囲気は、消費者をミスリードするものである。

・東京都条例以上の制度化は不要。中小事業者も対応できない。

ご指摘の点や、「原料原産地情報は、その安全性を示すものではないものの、食品の履歴を知る一助になることから、消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見が多い」と中間とりまとめ案に明記されていることを踏まえ、原料原産地情報は食品の安全性を示すものではないという認識で、情報を開示する仕組みについて検討を行ってまいります。

東京都の消費生活条例に基づく調理冷凍食品の原料原産地表示の義務付けが本年6月から施行されることとなっておりますが、情報を開示する仕組みについては、容器包装への表示とは別の手段による消費者への情報提供として、新たに設置する検討会において検討してまいります。

我が国の食品企業の大部分は中小零細事業者であることを踏まえ、過度な負担とならず、かつ実行可能性を担保できるような制度となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれでもタイムリーに情報を活用できるよう、できるだけ包装へ表示させるべき。大多数の消費者は、購入時に目で見える範囲での情報の改善を望んでいると考える。</li> </ul>	<p>容器包装への表示は、食品の表示に関する共同会議において、表示方法のあり方について引き続き議論することとしております。</p> <p>情報を開示する仕組みについては、容器包装への表示とは別の手段による消費者への情報提供として、新たに設置する検討会において検討してまいります。</p>
<p>Ⅱ-6 中小零細事業者への配慮に反対する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の規模で差別化するのではなく、すべての事業者が取り組めるようなルールが適当。すべての事業者にとって負担とならないようにしてほしい。</li> <li>・中小事業者へ配慮することで、同じ製品でも事業者による情報開示の偏りが生じる可能性について検討すべき。</li> <li>・中小事業者への配慮は必要ない。食品の原料原産地表示が負担と考える企業は、食品を扱う資格はない。</li> </ul>	<p>実効性を確保する観点からも、事業者の負担をできるだけ少なくすることは必要と考えています。</p>
<p>Ⅱ-7 とりまとめ案の文章についてのご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地表示に製造工程管理の一環とみることの機能を求めるのには無理がある</li> </ul>	<p>食品の表示に関する共同会議でこれまで行ってきたヒアリング等の結果を踏まえ、消費者は、「原料原産地情報を品質の関係というよりも、加工食品の製造工程管理に関する情報提供の一環と捉えて」といると分析しております。</p> <p>なお、原料原産地表示により、製造工程管理自体が適正と保証されるものではないと考えております。</p>

	<p>・「3 販売方法の多様化への対応」の中に「インターネット販売などの遠隔地販売の特性に十分配慮する必要がある」との文言を追加してほしい。</p>	<p>とりまとめ案は、隔地者間取引における情報開示についての項目を起こして、隔地者間取引という特色のある販売方法においても消費者の適切な商品選択が可能となるような仕組みが必要としており、ご指摘の趣旨は既に含まれていると考えます。</p> <p>なお、ご意見は今後の検討を行う際に参考にさせていただきます。</p>
<p><b>Ⅲ その他</b></p>		
<p>とりまとめ案の内容と直接は関連のないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地に優位性が生じた場合、原料の需給バランスが崩れ、高騰することも懸念される。</li> <li>・米トレサ法における原料原産地情報の根拠は何によるものなのか。未検査米やくず米は何をもって国産米と証明すればいいのか。ご教授ください。</li> <li>・米トレサ附則のすべての加工食品へのトレサ導入が不可能であることについて、念頭におくべき。</li> <li>・マッシュルームの原産地表示に長いところルールを適用してほしい。</li> <li>・外食産業での原料原産地表示を義務づけるべき。</li> <li>・遺伝子組換え表示対象を拡大すべき。</li> <li>・情報の開示と同時に、食育の取り組みを推進すべき。</li> <li>・統一的な食品表示法を制定すべき。</li> </ul>	<p>ご意見として承ります。とりまとめ案と直接は関連のないものについての具体的な回答は差し控えさせていただきます。</p>